

令和5年11月17日

報道機関 各位

山形県みらい企画創造部市町村課

第77回山形県固定資産評価審議会の開催について

標記審議会を下記により開催しますのでお知らせします。

記

1 日 時 令和5年11月22日（水） 13時30分から

2 場 所 県庁6階 選挙管理委員室

3 審議内容

固定資産（土地）に係る令和6年度基準地価格について

4 その他

当審議会は、その性格上、審議を非公開としており、取材は冒頭のみとさせていただきます。

なお、審議の結果につきましては、審議終了後に、再度プレスリリースさせていただきます。

〈参考〉

- （1）固定資産評価審議会は、地方税法第401条の2に基づき、道府県知事が定める固定資産評価基準の細目に関する事等を審議する機関であり、学識経験者（税理士、司法書士等）と国・地方の行政機関職員の委員10名で構成されております。
- （2）基準地価格とは、状況の類似する地区ごとに、標準的な土地として市町村が選定した田・畑・宅地・山林のうち、最高価格地点（田・畑・山林においては上級の地点）です。

担当

みらい企画創造部市町村課
課長補佐 小田部
TEL：023-630-3268

報道監

みらい企画創造部次長 會田